

# 其一 人事處理要領

一 各部隊人員ノ異動ニ関シテハ左記ニ基キ感念復第號南方軍復員ニ関スル規程様式(1)ノ連名簿(以下連名簿ト略稱ス)欄外ニ其ノ所要事項ヲ記載シ自隊ノ復員ニ當リ人員掌握ヲ容易ナラシムルモノトス

1. 入院患者

(1) 各部隊

部隊復員時迄治療退院見込ナキ者ハ入院年月日、病院名

(2) 病院

患者連名簿ニ一欄ヲ設ケ入院年月日、本属固有部隊名(南方軍復員規程(1)規程第三條参照)

2. 聯合側ニ收監中ノ者

復員時迄釋放セラレザリシ者ハ收監地

3. 處刑者

收監國名、收監年月日

戰爭犯罪者トシテ聯合側ニ於テ處刑セラレタル者、處刑年月日、處刑地、處刑國名

4. 作業隊

(1) 各部隊

作業隊名、作業隊所在地(所在地不明ナル場合ハ當該地区)

(2) 作業隊

連名簿ニ一欄ヲ設ケ其本属固有部隊名

但し事故者ハ本項ニ準シ取扱フモノトス

5. 逃亡者

逃亡年月日、逃亡地、逃亡後ノ状況概略

6. 行衛不明及生死不明者

年月日、地名又ハ地域、處置ノ概略

0457

勤務等、爲ニ他隊ノ派遣中ノ者

派遣年月日、派遣先部隊名、業務名、

他隊ヨリ勤務等ヲ爲シ派遣中ノ者

當該部隊連名簿ノ末尾ニ本属人員ニ

準シ連名簿ヲ作成シ要スルハ朱書ス

ル等本属人員トシテ明カニシ且欄外

ニ當該者ノ本属獨有部隊名、派遣年月

日ヲ附記スルモノトス

前項ノ場合、官等(身分)ヲ明カニシ軍人ニ

在リテハ現役、豫備役ニ、又現役將校ニ在リ

テハ少佐以上ヲ明瞭ニ区分ス

軍士係ニ在リテハ一般文官、軍政要員文官、

從軍文官、繳員並ニ分ラ明ニシ要スルハ官名

欄ニ其ノ要旨ヲ附記ス、特ニ從軍文官ニ在

リテハ本属官廳名ヲ欄外又ハ適宜ノ欄外

記スルモノトス

註、一般文官(般) 軍政文官(政) 從軍

文官(從)

ニ死歿セル者ニ対シテ左ノ規定ハ左ノ通定ム

復員時死歿セル者ニシテ復員時要スル

者ハ人事取扱ノ参考ニ其ノ直ニシテ

方面軍司令官ニ上申スルモノトス

復員時要スル者ニシテハ第七方面軍自

令官ニ死七報告ヲ爲スト共ニ留守名簿

異動通報ヲ要員施スルモノトス

復員時ニ於ケル人事取扱ノ参考ニ

五ニ號(陸軍省令第一號)人事取扱ノ参考ニ

照)ニ示サレタル外左記各號ニ依ルモノトス

現役將校ノ取扱ニ関シテ左ノ通定ム

(昭和三十九年陸軍省令第一號) (陸軍省令第六號)

昭和三十九年陸軍省令第三六九號帝國陸軍復

員要領細則第七條第一號ニ據ル現役將

校中大尉以下ノ者ニシテ軍需品ノ保管、引

渡、前後豫想スル諸調査、業務整理、取

隊区司令部、留守業務部ノ強化等、

要員以外ノ者取扱ハ現前管長官並ニ之

ト同等以上ノ権ヲ有スル長官ニ於テ左記ニ據リ處理スルモノトス

左記

(1) 豫備役編入希望者ハ願ハ願書様式別紙ノ如シニ依リ豫備役ニ編入スルモノトス

(2) 前號以外ノ者ニシテ特別ノ事情ニヨリ豫備役ニ編入セラレタル者ニ在リテモ別紙願書様式ニ準シテ角後ノ住所ヲ明ナラシムル如ク徹底セシムルモノトス

別紙

一本願書ハ昭和二十年八月十五日現在ノ各部隊所在地ハ官衙、學ヲ校ニ在リテハ本部所在

地、憲兵ニ在リテハ憲兵司令部ヲ基礎トシ該所在地ヲ管轄セル軍管区司令

部ニ順序ヲ經テ一通ヲ又別ニ本人ノ本籍地所管 聯隊区司令部ニ一通ヲ送付シ

管区司令部及聯隊区司令部ハ別ニ示ス時期迄ニテ保存スルモノトス

前項書類ハ部隊別ハ別ニ綴リ留置スルモノトス

ニ現任所変更ノ際ハ其ノ都度本令ヨリ直接軍管区司令部及聯隊区司令部ニ由ルモノトス

昭和	年	月	日
豫備役編入願書	本籍地	現任所	所屬部隊名
官	氏	名	印
殿			

令般豫備編入ヲ命ゼラレ度及願出候也  
(裏面ニ略歴ヲ附スルモノトス)

謝表上ノ注意

ハ用紙ハ適宜ノモノヲ使用スルモノトス

口 現任所ハ豫備役編入後ノ住所ヲ記入スルモノトス

ハ 所屬部隊名ハ昭和二十年八月十五日現在ヲ

ルモノヲ記入スルモノトス

之現役(大尉以下ヲ除ク)及豫備將校ノ取扱  
ニ關スル件 (昭三〇、九、三ニ人往特第号)

イ 所管長官並之ト同等以上ノ権ヲ有スル長  
官ハ左記各號該當現役(大尉以下ヲ除  
ク)及豫備將校ノ豫備役編入及召集  
解除ヲ實施スルコトヲ得

(1) 現役佐官以上ニシテ業務上全然發留ス  
ルノ必要ナク且豫備役編入ヲ希望ス  
ル者但シ大佐以上ノ者ハ陸軍大臣ニ  
上申スルモノトス

(2) 豫備役少將、同大佐ニシテ所屬部隊  
復員完結ニ發留スルノ要ナキカ又ハ  
職務上自然ニ其ノ要ナキニ至リタル者  
聯隊司令部等新事態後急速ニ  
増強セラレタル機関ニ在職中ノ豫備  
役將校ニシテ其ノ業務遂行ニ支障  
無キ者ハ可及的廣範圍ニ整理ス

ロ 所管長官並之ト同等以上ノ権ヲ有スル

長官ハ前項ニ據リ豫備役編入シ(ハセシム  
ラレ)タル者及召集解除シタル者ニ就  
キ別紙様式名票ヲ調製シ其ノ一部ヲ本  
籍地駐隊司令部ニ送付スルコト共ニ一  
部ヲ陸軍大臣ニ送達スルモノトス

役種	兵種	官	氏名	印
一本籍地	(部)		生年月日	
一現任所				
一職務	(個有部隊名ヲ附セルトシテ通稱ヲ示スルモノ其ノ左側ニ併記ス)			
ノ八月十五日				
2 (予備役編入)	時			
(官務解除)	時			
備考				
ノ用紙ハ半紙、各々毎別紙トシ背面ニ略登録				
ノ士校、少佐、准尉等ノ期別トシ欄外左端ニ近				
ク墨ヲ以テ大書ス				
氏ノイロハ顔文字トシ欄外左端ニ近ノ前項ニ				
準シテ記入ス				
ノ聯隊司令部別ニ示ス時期迄ニ保存スルニ				
トシ現任所變更ノ際ハ其ノ都度本ノヨリ聯隊				
司令部ニ送付スルモノトス				

3 復員部隊ノ人員處理中特ニ定ル事項  
左ノ如シ (昭三〇 陸密第五九〇ハ号)

不現地在留ヲ希望スル者其他必要ト認ム  
ル者ハ現地ニ於テ召集解除(除隊)予  
備役編入、解職等ヲ含ム以下同シ)ス  
ルコトヲ得

口 現役將校ハ希望ニヨリ之ヲ転役セシム  
但シ大佐以上ハ陸軍大臣ニ上申スルモ  
ノトス

前項ニ據リ転役セル者ハ其ノ履歴概要  
本籍地、転役後ノ住所ヲ明ニシ本籍地  
聯隊司令部官及上陸地所管軍司令官  
ニ通報スルモノトス

附則

召集解除セル者ニ対シテハ所屬部隊長ニ  
於テ適宜ノ證明書ヲ交付スルモノトス  
前項ノ外歸郷後就職斡旋ヲ必要トスルモ  
ノニ付テハ左記事項ヲ本人現住所所管聯

隊区母ニ調査シ内地歸還後連ニ一部  
該聯隊区司令官ニ送付シ一部ヲ陸軍大  
臣ニ提出スルモノトス

左記

1 本籍、現住所(又ハ連絡所)、入籍  
生年月日、

履歴

2 家族ノ氏名、続柄、年齢、  
3 希望職業、(第三希望迄) 及希望  
就職地

4 其ノ他必要ナル事項

第七方面軍註

本地区ニ於テハ特殊者ノ外ハ實施セリ  
ルモノトス

ハ陸軍監獄ニ於テ行刑中ノ者及拘留、審  
理中ノ者ハ本土港灣到着時以テ召集  
解除ニ所要ノ者ハ地方機關移管ノ  
手續ヲ取ルモノトス

右護送者（戒護者）ハ任務終了セハ  
召集解除スルモノトス

本項ノ升威參復第一号ノ規程第二  
十三條ニ據ルモノトス

入院患者ハ周方參第五三號ニ據  
ルノ外ノ規程第三條ヲ適用處理  
スルモノトス

此場合所屬部隊長ハ個人擔行諸  
書類運力ニ本人ニ手交セムルカ又

ハ病院ニ送付スルモノトス

還送患者ノ處理（陸普電第三七  
〇号関聯）

内地陸軍病院復員前ニ於ケル還送患者  
患者中入院ヲ要スルモノハ本土臺灣  
到着ノ時ヲ以テ第一收容病院ニ暫留  
爾後轉送ニ伴ヒ逐次転送先病院ニ  
転属スルコトニ定メラル  
追テ内地陸軍病院復員後軍事保

護院病院ニ收容セラルル還送患者  
ハ同病院收容ノ時ヲ以テ除隊、召集解  
除、予備役編入、解職（在備）スル  
モノトス

患者護送者ニシテ任務終了セハ  
上陸時ヲ以テ除隊、召集解除、予備  
役編入、解職（在備）スルモノトス

復員時ニ於ケル軍属ノ處理  
（イ規程第十九條関聯）

外地部隊所屬文官、同待遇者、在備人  
等取扱ニ関シ左ノ通り申渡ヨリ、同合  
アリタリ参考ノ爲（威人電五五二七）

一本来ノ陸軍一般文官、同待遇者、  
在備人ハ復員完結時復官  
（退職）トス

ニ他者文官ヨリ陸軍文官ニ転官セルモノ  
ハ復員ト同時ニ退官（退職）ノ上  
原出身者ニ復歸セシム（復員後一

年以内ニ於テ遊及奉令ヲ為シ得ル如ク  
定メラル)

三 他者ヨリノ配属文官以下ハ復員ト同時

ニ從テテ解除セラレ本属ニ復歸スル

四 以上各項ノ内復員事務處理ノ為第一

復員官等有等ノ職員トシテ我置スルヲ

適當ト認ムル者ヲ除ク

五 復員ハ内地帰還後復用ヲ解除ハ内地帰

還前復用期満了スルモノハ期間満了

ノ時ヲ以テ復用ヲ解除シ准備關係ニ移

シテ從前通給手ヲ給ス

尚復用解除ハ現地部隊長ニ於テ實施シ

内地帰還後解除名簿一帖厚生省ニ提出

ス

鐵道關係文官ノ取官ニ關スル件

(電入電)一七三)

内地鐵道關係文官ヨリ引續キ陸軍司政長

官陸軍司政官陸軍技師ニ任用セラレタル

者(陸軍司政官、技師、屬ヲ經テ昇格セ  
ルモノヲ含ム)ハ現在業務ノ如何ニ拘ラ

ズ勅任官昭和二十年九月十八日附鐵道監

ニ發任官ハ十月二日鐵道官ニ夫々同官等

俸給ヲ以テ任官セシメラル

尚取官ノ日ニ遊リ從前通り部隊ノ從軍文

官トシテ配属昭和二十年九月三十日

令スミ

必然勅任文官ノ昇給命令ハ取消スモノト

又被取官者ノ今後ノ階等昇格昇級ハ

運輸省ニ於テ奉令セララル

ク外征部隊本土上陸後ノ人事取扱

本土到着後ノ輸送ハ上陸地ニ設置セル收

容機關(陸軍ニ在リテハ上陸地支那)ニ

於テ處理ス

之カ爲復員管理官ハ人員ヲ方面別ニ区分

シ豫メ(已ムヲ得サレハ船中ヨリ)各船

船毎ニ豫報スルト共ニ上陸後速ニ正確ナ

ルモノヲ上陸地文官ニ授出スルモノトス  
陸人電第六八五七号(人往特第七号 図方  
人(電)沖三三四号)

本土臺灣ニ上陸セル外征部隊ニシテ所管  
長官並ニ之ト同等以上ノ権有長官ト連絡  
困難ナル場合ニ於テハ各上陸地ヲ管轄ス  
ル軍管区司令官ハ外征部隊所屬將校下士  
官及陸軍文官(同待遇者及從軍中ノ文官  
ヲ含ム)ノ人事處理ニ關シ本官ノ所管  
長官並ニ之ト同等以上ノ権有長官ノ職  
責権限ヲ代行スルモノトス  
人往特第七号

一 昭和二十年十二月一日以降ニ於テ本土  
ニ上陸セル外征部隊(樺太千島沖繩縣  
小笠原ヲ含ム)所屬者中將校及陸軍  
文官ハ復員完結時(個人ニアリテハ各  
復員官署ニ於ケル復員事務終了時ト  
シ當該復員官署ノ長之ヲ指ス)

ヲ以テ別ニ辭令ヲ用テラレトナク予備  
役編入召集解除退官(職)從軍解除  
解除セラレタルモノトス

但復員事務處理ノ爲先登等ヲ除ク  
モノトス現ニ本土ニ上陸シタルモノ前項  
ノ處理完了シテラザル者ノ處理又前項  
ニ同シ尙本土ニ上陸セル將官參謀独  
立部隊長及副官並ニ復員事務處理  
ノ爲第一復員官署等ノ職員トシテ  
派遣スルヲ適當ト認ムル者ニ就テハ復  
員並其ノ命課意見ヲ大臣ニ電報上  
申スルモノトス

二 昭和二十年十二月一日以降本土ニ上陸  
セル外征部隊(樺太千島沖繩縣  
小笠原島ヲ含ム)所屬者ニシテ所管長  
官並ニ之ト同等以上ノ権ヲ有スル長官  
トノ連絡困難ナル場合ノ下官別任文  
官以下ノ人事處理ハ其別任官及昇格又



除クハ三國レテハ昭和二十年十月人独  
特第一號ニ準シ復員並之ヲ代行シ  
其ノ他各處理署ニ関レテハ復員並  
大臣ニテハ行ハレズトス

2. 聯合側ニ收監中ノ者、戰爭犯罪  
者トシテ處刑中ノ者又逃亡者、

悉皆陸軍留守業務部ニ転属セム  
行方不明者ノ處理

生死不明者ノ處理ニ準シ悉皆陸軍  
留守業務部ニ転属セム

前二項ノ人事處理ハ陸軍留守業務  
部ニ於テ實施ス

10. 抑留(戰爭犯罪者トシテ)處刑收監中  
者(含ム)中ノ者、任官、進級、陞  
等、昇格、任用、昇給等ノ優遇  
ハ左記ニ依ルモノトス

左記

該兩者所屬部隊ニ復歸後實施

スルモノトス  
當該部隊復員迄實施不能ノ場合  
ハ地區最高司令官ニ代行ヲ移管スルモノ  
トス

該地ニ管轄スル復員官署者、資料ヲ提  
出シ處置ヲ移管スルモノトス  
所管長官ニ御委任ナキ權限ニ関シハ  
本土臺灣上陸ト同時ニ大臣ハ上申  
(報告)スルモノトス

11. 死没者ニシテ復員時迄ニ本籍ノ處  
理不可能ナリシ者ニ関シテハ總テ内地ニ  
於テ死亡ノ日ニ溯リ命令ニ得ル如ク  
予メ資料ヲ携行シ本土臺灣上陸ト  
同時ニ所屬復員官署者ニ提出スルモノトス

五人事務權ノ移讓

聯合側ノ指示ニ基ク集結又ハ作業隊ノ

配當・通信機関ノ制限等ニ鑑ミ從來ノ  
隷屬系統ニ依ル人事權ヲ實施スル下  
困難ナル実状ニテ以テ國方人第ニテ  
ヲ通達ス

六朝鮮人・台湾人ノ人事處理及復員要  
領ハ別途規定セラレアリ

用方令甲第百四十七號參照

七將官同待遇者ハ昭和二十一年六月迄并地  
歸還ハ禁止セラレタリ

八戰時名簿、考料表、人事上申書類ニシ  
テ未決書類等ヲ併合シテモハ悉皆

之ヲ携行スルモノトス

九軍屬復員ニ際シ連名簿及復歴

書ハ左記ニ依リ調製スルモノトス

左記

一昭和二十一年五月十六日陸人電第七七二四

號ヲ通達ス  
内地軍管區司令部對付對地部隊復

復員ニ當リ自然退官・退職及従軍解除  
トシタル文官同待遇者ノ連名簿及復  
歴書ヨリ陸軍省ニ提出スル如ク示達セ  
ルモノハ左記ニ據リテ之ヲ調製上  
陸地ニ於テ關係部隊(官庁)内地軍  
管區司令部(復員後)其ノ業務ノ結  
算官庁ニ提出セシメ度

左記

(一)連名簿ハ本邦ノ陸軍一般文官、他省

ヨリ陸軍文官ニ転官セシ文官、他省ニ

リノ従軍部隊屬文官、一般人ヨリ採用

セシ陸軍文官、職務上區分ニ依リテ右

別番トス

(二)連名簿ニ所屬官姓名、現官等條

給・因察令年月日、籍別・遷移者、修

養・銀行等)及復員後ノ住所ヲ記載

(三)復歴書ニ陸軍文官、同待遇者ニ依官

又採用(及従軍者)令ニ依リテ

0466

軍在職同ノ事項ヲ記載シ特ニ爾後  
ノ人事取扱ハ是給ニ關係スル事項(官  
等)併給ニ注意著日次等ニ付職  
補ナリテハ高退官退職日次  
ヲ明記ス

ニ成副電第二九六號因辭

戰時名簿ヲ殘失セリ部隊ノ履歴書  
作製ニ関シテハ種々困難ナリ事情見テ  
察知セラレシモ諸資料ニ據リ努メテ  
逆上リ調査ヲ行ヒ萬止ム旨得ザル場合  
ニ於テ現所屬部隊ノ從軍間ノ履歴  
ニ復書證明ヲナスモノトス 若シ逆  
調査ニシテ確度薄キモノアリテハ各  
考資料トシテ添付スモノトス  
可外還ニ際シ梯團名簿ハ左記ニ據ルモ  
トス 但シ官名、本屬個有部隊名  
ハ復員連名簿ト一致セシモノトス

左記

一 外地還送梯團連名簿調査ノ注意

從軍名簿ニ所屬部隊欄ニ軍隊区分ニ據  
リ編成名部隊ヲ記載セモノナリ本欄ノ  
所屬部隊ハ軍隊区分ニ依リ部隊ニ配屬  
中ト雖モ必ず其ノ本屬個有部隊名ヲ  
記載シ本屬部隊ニ於ケル復員諸種ノ  
業務處理ニ錯誤ヲ生ジシメザルヲ要ス  
但シ軍隊区分ノ部隊ニシテ復員業務上  
建制部隊ト同様ニ取扱ハレアル部隊ニアリテハ  
本屬部隊ノ左側ニ括弧ヲ附シ其ノ軍隊  
区分名ヲ併記スモノトス  
ニ文官ノ官名ノ記載ニ就テ  
圖方次第三五號(成人常第五五七九號)  
ニ依リ復員時(外地港灣到着後)ノ人事  
處理ヲ明示セヨナリ故ニ明確ニ官等級  
ノ記載ヲ湯合ハ外地ニ於テ人事處理ニ交

障ヲ承小スト大ニテ以テ梯團ノ連名簿

ニハ必ズ官名ヲ明記セラシメ

例 高等文官トセズ 司政長官 司政官

理事官 技師 通訳官 專任職務

臨時職務 屬 技師 通訳 事務員

術(雇員(判待) 庶員 婦人

他者ヲ配屬中ノ從軍文官ハ各現官名

ヲ記載ス

例(ハ) 鐵道技師 鐵道者 各事 通信

事務官 通信技師等

徵員ハ別ニ徵員ト明記

要スルハ他者ヲ配屬中陸軍文官

ニ從官者ハ從軍前ノ官名ヲ括弧

ニ記載ス

三 主管業務欄

軍人ニ在リテハ現職務

文官ニ在リテハ担任業務

徵員ニ在リテハ從事業務

ヲ明確ニ記

載ス

四 連名簿調製ニ就テ

日本文(ハ)名ニ振假名ヲ附ス

日英文

英文

縮表

人員表

以上差生部隊ニ於テ各個ニ調製シ之ヲ

一括梯團長ニ提出ス

五 記

1. 南軍總司令部復員班(外地派遣班)

2. 復員班(外國直屬(本年四月カヨ)

3. 復員府上陸地支局

4. 復員監部(元軍管区司令部)

5. 復員監部支部(元師管区司令部)

6. 地方世話部(元將隊区司令部)

第七項 其人ノ次ニ追加

陸軍刑務所(拘禁所)等ニ行刑中者及拘禁處置中者

收容年月日 收容所名 收容果否

復員ニ関スル人事處理要領（其ノ二）

一、下士官以下ノ進級（任官）

各部隊長（軍師団長）ノ部隊ニシテ独立部隊長ノ人事權ヲ持ツルモノヲ含ム  
以下之ニ同シハ、除隊ヲ集解除前下士官以下ノ進級ヲ銓衡シ所要ノ人員ハ  
之ヲ進級セムルコトヲ得 但シ金錢給與ノ整理ハ之ヲ行ハサルモノトス

進級ノ範圍ハ從前ノ規定ニ拘ラス停年シ基準トシテ實施シ左ノ據ルモノトス  
但シ特勤勤務不良ナルカ若ハ特別ノ事由アルモノハ此ノ限リニアラス

入官後概ネ六月以上ノ者

一年	上等兵
二年	兵長
三年	伍長
以上経過セル者	軍曹
三年	曹長
六年	准尉

3. 實施要領ハ陸軍士官進級令同取扱規則並兵進級令ニ依ルモノトシ本屬所  
管長官ト連絡困難ナル場合ニ於テハ昭和二十年入往特第二號ニ依ルモ  
ノトス

※本屬部隊ヲ商トタル者ニ對シテハ該人員ヲ保有スル隊長前號入往特第  
二號ニ依ルモトス 諸要ノ資料ヲ提出シ發令シ受ケ處置スルモノトス

二 漸入、昇格

一、各部隊長、痛入、解備前入切、銓衡シ所要ノ人員ハ之ヲ僱員ニ昇格セシムルコトヲ得、但シ銓衡ニ用リ得ル者ハ慎重ヲ期スルモノトス

二、衛人中、微罪者ハ之ヲ除クモノトス

三、昇格ニ際シ日給者ハ月給額ト爲シ、給三、十日分ヲ以テ月額ニ算定スルモノトス

四、身分發令ハ其ノ職別ハ事務、庶務、技術、官員、調理、指導員、通信員等ノ區分トス

五、本属部隊ヲ商レシムル者ニ對スル昇格ハトテ官、兵、道、級、同シ

三、各部隊長、除隊、召集解除、豫備被爾入ニ方リテ事務ノ適任證書、陸軍善

行證書、陸軍自勤、軍操、縱技、術、證明書、歸、銓、衡、卒業證書、表彰狀、其、

他、各種適任證書等、歸郷後就職等、爲、添、行、爲、ハ、之、ヲ、付、與、ス、ハ、キ、モ、

アルトキハ己ムヲ得サル場合、外之ヲ添、行、スルモノトス

又、前項ニ依リ、將校勤勞適任證書、士官勤勞適任證書ノ付與ヒラズル者、

履歷書ニ其ノ旨ヲ記載スルモノトス

三、付與ノ爲、諸規定在、通

(一) 華務通任 證明書 特異 規則 (天正三陸一七五)

第一條 意欲通任證明書ハ及三十一丁勅令第四三二號ニ依ル事務取扱ノ證明書トシテ

之ヲ以テ算入スルモノトス

第二條 職務通任證明書ハ下士官ニシテ執行方正勤務勉勵共ノ技術優秀ニシテ事務取扱

極適任ト若シ之ヲ付與スルモノトス

第三條 事務通任證明書ヲ付與スルハ其ノ元ルトキハ中隊長ハ事務方ニ適スル技能ノ要

件ニ依リテ之ヲ付與スルモノトス

第四條 職務通任證明書ハ其ノ元ルトキハ中隊長ハ其ノ元ルトキハ中隊長ニシテ

其ノ元ルトキハ中隊長ニシテ其ノ元ルトキハ中隊長ニシテ

第五條 本定由取除ハ其ノ元ルトキハ中隊長ニシテ其ノ元ルトキハ中隊長ニシテ

其ノ元ルトキハ中隊長ニシテ其ノ元ルトキハ中隊長ニシテ

第六條 本定由取除ハ其ノ元ルトキハ中隊長ニシテ其ノ元ルトキハ中隊長ニシテ

其ノ元ルトキハ中隊長ニシテ其ノ元ルトキハ中隊長ニシテ

(二) 陸軍善行證書 特異 規則 (明三陸一七)

第一條 善行證書ハ現行下士卒在隊中其品行方正勤務勉勵學術ニ著績有テ其

之ヲ以テ算入ス

第二條 善行證書ハ滿期若クハ退官ノ際隊長長獨立部隊長若シハ之ノ同等以上ノ權

ヲ以テ算入ス 但シ在隊中其品行方正勤務勉勵學術ニ著績有テ其

第三條 善行證書ヲ授與スル者有ルトキハ中隊長長官ノハ直屬 長官ヨリ順序 經テ取

隊長長官ニ新隊員以テハ之ニ同等以上ノ 權アル長官ニ上申スルニトス

第四條 善行證書ヲ授與スル者ハ該隊員ニ在リテハ該隊員兵隊長官ノ前ニテシテ隊外ニ在

ル者ハ直屬ノ長官ニシテ傳達セシム

第五條 善行證書ヲ授與シテ免スル者ニハ善行證書ヲ授與セズ 但シ一併疾患有ニシテ

該傷疾疾病ノ高除役セザル者長官再取役者ニ在リテハ此ノ限リニ在ラス

第六條 朝鮮台滿樺太及南洋羣島討伐ニ服務シタル者ニシテ原所管官ノ傳達ニ後直ニ

滿洲州長官ニ退營スルモ其ノ原管官ノ傳達ニ於テ之ニ付與スルコトヲ得

但シ之ヲ付與シタル者ハ本人ノ原所管官ニ通知スヘシ

（自派員ニ付 陸軍省ハ入ル也）

第七條 善行證書ヲ授與スル者ハ其ノ原管官ノ傳達ニ於テ之ニ付與スルコトヲ得

但シ之ヲ付與シタル者ハ本人ノ原管官ニ通知スヘシ

規則ニ適用ニ得



陸軍自動車操縦術技術證明書付與規則 (六、三、陸軍三三)

第一條

本規則ニ於テ普通自動車ト稱スルハ内燃原動機、差動装置及前二輪ニ依ル操  
向装置ヲ具備シ車輛重量三百六十キログラム以上ニシテ人又ハ貨物ヲ運搬スル構造ヲ  
有スル自動車ノ内小型自動車ニ非サルモノヲ謂フ

本規則ニ於テ特殊自動車ト稱スルハ普通自動車又ハ小型自動車ニ非サル自動車ニシテ  
左ニ掲グルモノヲ謂フ

第一種 牽引自動車牽引装置ヲ有シ常ニ他ノ車輛ヲ牽引スルヲ目的トスルモノ

第二種 ロードローラーノ類、ロードローラー、グリッド、反耕作用自動車ノ類

第三種 蒸氣自動車、蒸氣機関ヲ原動機トシテ用ルモノ

第四種 電氣自動車電動機ヲ原動機トシ前各種ニ屬セサルモノ

第五種 ハマック型自動車ノ類、前二輪ニ依ル操向装置ヲ有シ差動装置ヲ有セ  
サルモノニシテ前各種ニ屬セサルモノ

第六種 自動車、類前二輪ニ依リ操向スル自動車、三輪車、側車付自動車、  
鞍車、後車付自動車、自転車ノ類ニシテ前各種ニ屬セサルモノ

第七種 其ノ他特殊自動車前各種ニ屬セサルモノ

本規則ニ於テ小型自動車ト稱スルハ左ノ制限ヲ超ニサル自動車ヲ謂フ

一、車輪ニ依リハ二メートル、幅ニ依リハ一メートル、高さニ依リハ二メートル

二、内燃機関ノ原動機トスルモノニ依リテハ四行程式ヲ用ルモノハ汽筒容積

合計七百五十立方センチメートル、二行程式ヲ用ルモノハ汽筒容積合計五百

立方センチメートル

三 電動機ヲ原動機トスルモノニ在リテハ一踏測定格出リ四五キントト

第二章

第一條 自動車操縦技術修習者ハ自動車操縦教育ノ實施スル部隊ニ於テ概ネ一五以

上服務シ又ハ修業シタル置入ニシテ普通自動車操縦自動車又ハ小型自動車ノ構造及

取扱方法ノ概要並ニ自動車及交通ニ関スル取締法令ニ関シ三百時間以上自動車操

縦技能ニ関シ五百時間以上ノ教育ヲ受テ其ノ成績優秀ニシテ各種ノ道路ニ於テ確實ニ

操縦運轉ヲ爲シ得 且テ心操確實品方正ナル者ニ之ヲ付與ス

第三章 削 除

第四條 自動車操縦技術修習者ヲ付與スル者アルトキハ中隊又ハ之ニ準スル者ハ順

序ヲ經テ部隊長ニ上申シ同官ヨリ付與ス

第五條 自動車操縦教育ノ實施地ニテ部隊ハ別ニ示ス

0474

(四) 工務兵及工務兵修業者教育並同取扱規則 (昭四陸普三四四一)

第一條 本規則ハ各隊ニ於ケル工務兵及工務兵修業者ノ教育並其ノ取扱ニ関スル事項ヲ規定ス

第二條 工務兵トハ火工兵鞍工兵銃工兵木工兵鍛工兵蹄鉄工兵縫工兵及裝工兵ヲ工務兵修業者トシ工務兵ニ必要ナル技術ヲ修業スル者ヲ謂フ

各隊ニ於テ毎年教育スヘキ工務兵修業者ノ定員ハ別ニ定ムル所ニ依ル

第三條 工務兵修業者ハ隊長(之ニ准スル獨立部隊長ヲ含ム以下之ニ同シ)ニ於テ適任ト認ケル者ヲ選抜シ各教科ヲ修習セシム

第四條 前條ノ教育終了ハ其ノ旨ヲ軍隊手帳ニ記入シ隊長(之ニ工務兵ヲ命ス)第五條 隊長ハ蹄鉄工兵ノ除隊又ハ勤務演習ヲ解除其ノ技術ヲ考查シ適當ト認ムル者ニ對シ卒業證書ヲ附與ス

第六條 工務兵及工務兵修業者ハ一般教育ニ出場セシムル日數ハ左ノ基準ニ依ルモノトス

他兵科又ハ他兵種部隊ニ派遣シ教育スル工務兵修業者ハ出場セシメス  
其ノ他ノ工務兵同修業者ハ 一週概テ二日

第七條 工務兵ノ教育ハ工務兵修業者ニ準シ其ノ能力ヲ増進セシムルモノトス

勳員部隊ニ於テ蹄鉄卒業證書ヲ付與シ得ルノ件 (昭四陸普一四五)

勳員部隊(臨時編成部隊ヲ含ム)ニ於テ前章應シ昭和二年陸普第五六九九號

工務兵及工務兵修業者教育及取扱規則ニ準シ兵ニ階級工兵ト同等ノ技術アル者ニ対シテハ同陸軍第四條第三項ニ準シ所屬隊長卒業證書ヲ付與シ得ルコトニ定メラレタルニ依命ニ通牒ス

（術ヲ修業セシメタル場合平時教育ニ依ル）

(五) 表彰状授與規則 (昭一七陸建 一二)

第一條 表彰状ハ將校下士官兵ニシテ一般ノ儀表タルヘキ行為アリタル者ニ対シ特ニ

之ヲ表彰スル爲授與スルモノトス 部隊(勤務演習等)爲臨時編組ノモノヲ含ム

以下之ニ同シニシテ其ノ行動前項ニ準スルヘキモノニ対シテハ之ニ表彰状ヲ授與ス

ルコトヲ得

第二條 表彰状ハ軍隊ニ在リテハ當該下士官兵又ハ當該部隊ノ屬スル大尉以上ノ隊長

(大尉ヲ以テ充ツ)キ職ニ在ル中尉ヲ含ム以下單ニ隊長ト畧稱ス官衙學校ニ在リテハ其

ノ長(局部又ハ支那出張所)等ニシテ大尉大尉ヲ以テ充ツヘキ職ニ在ル中尉ヲ含ム

以上ヲ長トスルモノニ在リテハ其ノ長ヲ含ム以下同シ各其ノ授與權ヲ有ス但シ大尉

(大尉ヲ以テ充ツ)ヘキ職ニ在ル中尉ヲ含ムノ將校及部隊ニ対シ表彰状授與ノ權ヲ有セス

第三條 隊長又ハ官衙學校ノ長ハ臨時ノ部下及派遣又ハ分遣中ノ者並ニ收容中ノ患者

ニ対シ表彰状ノ授與權ヲ有ス

第四條 表彰状ノ授與ハ表彰スヘキ行為ヲ認知シタル上官ニ於テ自己ノ權限ヲ以テ之

ヲ行フモノトス 但シ同一ノ同一行為ニ対シ二人以上ノ上官重複シテ之ヲ授與ス

ルコトナシ

於テ其ノ行爲ノ授重ニ依リ自己ノ權限ニ依ラス上級ノ上官又ハ下級ノ上官ヨリ表彰ヲ受ケシハ此ヲ適當ト認メタルモノニ付テハ其ノ表彰狀ノ授與ニ因シテ上級ノ上官ニ具申シテ其ノ指示ヲ受ケテ又ハ下級ノ上官ニ之ヲ通告スルモノトス 部隊ニ對スル表彰狀ノ授與ニ付亦之ニ準テ

第六條 表彰狀ノ授與權ヲ有セサル上官ニ於テ特ニ表彰セラレヘキ行爲アリタルコトヲ認知シタルトキハ之ヲ當該部隊ノ下士官兵又ハ當該部隊ノ屬スル直上ノ上官ニ通告スヘシ

第七條 表彰狀ヲ授与シタル上官ハ之ヲ自己ノ直向上官ニ報告スヘシ

第八條 勲章ノ授與ノ者ニ對シテ表彰狀ヲ授与シタルトキハ之ヲ當該部隊ノ下士官兵ノ原形ニ對シテ之ヲ通告スヘシ

第九條 軍高ノ表彰ノ例ニテハ本規則ヲ準用スルコトヲ得

(六) 將校適任證ノ附則

陸軍將校勤勞適任證書ノ與規則 (一四四四陸達ノ九)

第一條 陸軍將校勤勞適任證書ハ下士官又ハ衛生部若ハ獸医師ノ准士官中志操履実品

行方正勤勞勉勵其ノ成績優秀ニシテ各號ノ一ニ當選スル者ニ之ヲ付與ス  
一、兵科勤勞ニシテ兵科ノ職務後將校勤勞ノ世要ナル者ニ之ヲ付與スル者

0477

ニ主計部員長ニシテ經理部ノ予備役將校勤務ニ必要ナル才能ヲ有スル者

三 技術部員長ニシテ技術部ノ予備役將校勤務ニ必要ナル才能ヲ有スル者

四 衛生部准士官下士官ニシテ醫師免許證兼創始免許證若ハ齒科醫師免許證ヲ有シ衛生部ノ予備役將校ノ勤務ニ必要ナル才能ヲ有スル者又ハ衛生曹長ニシテ予備役ノ衛生尉官ノ勤務ニ必要ナル才能ヲ有スル者

五 獸醫部准士官下士官ニシテ獸醫師免許證ヲ有スル者又ハ獸醫務員長ニシテ予備役ノ獸醫尉官ノ勤務ニ必要ナル才能ヲ有スル者

六 陸軍將校勤務通任證書ノ種類左ノ如シ

- 一 兵科將校勤務通任證書
- 二 技術部將校勤務通任證書
- 三 經理部將校勤務通任證書
- 四 衛生部將校勤務通任證書
- 五 獸醫部將校勤務通任證書

第三條 陸軍將校勤務通任證書ノ種類左ノ如シ

部隊長ノ命令ハ本人ノ考科表高ヲ添テ順序ヲ經テ師團長(師團長ト同等以上ノ權アル)權アル部隊長ノ命令ヲ認可シ受テ現役満期ノ際(若シテ第六條該當者ニ在リテハ幹部候補生トシテ)修業ヲ終リ退官ノ際之ニ陸軍將校勤務通任證書ヲ付與ス

スハシ

第四條 訓 除

第五條

戰時若ハ事變ニ際シ召集シ又ハ平時ニ於テ部隊ニ採用シタル予備役ノ准  
士官下士官兵ニシテ第一條各號ノ一ニ該當スルモノアルトキハ召集解除ノ際又ハ  
採用期限満ルルトキ第一條ノ手續ニ依リ陸軍將校勤務適任證書ヲ付與スルコトヲ得

第六條

陸軍將校勤務適任證書ヨリ有スル者ハ各號ニ該ルトキハ其ノ證書ヨリ  
無効トシ返還セシム

一 品位ニ付屬スル者アルトキ

二 破産ノ宣告ヲ受ケタルトキ

三 禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルトキ

第七條

陸軍區司令官(樺太ニ寄附スル者ニ在リテハ豊原陸軍區司令官朝鮮  
台湾 関東州又ハ滿洲國ニ在留スル者ニ在リテハ兵事部長)ハ陸軍將校適任證書  
ヲ有スル者ニシテ前條各號ノ一ニ該當スル者アルトキハ師團長ノ認可ヲ受ケ本スニ其  
證書ヨリ返還ヲ命ズベシ

召集中又ハ平時部隊ニ採用中前條各號ノ一ニ該當スル者アルトキハ當該部  
隊長ニ於テ前項ノ手續ヲ爲シ前項ノ陸軍區司令官ニ通報スハシ

第八條

陸軍將校適任證書ヲ付與シ又ハ返還セシムル下士官ニ在リテハ本ノ軍隊手牒ニ其  
ノ旨ヲ記入スハシ

陸軍將校適任證書

陸軍將校適任證書ヲ付與シ又ハ返還セシムル下士官ニ在リテハ本ノ軍隊手牒ニ其  
ノ旨ヲ記入スハシ

陸軍下士官適任證書付與規則 (明治四十四年陸軍省令)

第一條 陸軍下士官ニ在證書ハ兵ノ中志操確實且勤勞勲功其成績優秀ニ

シテ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニ之ヲ付與ス

一 兵科 又ハ技術部ノ兵ニ以

二 兵科兵ニシテ主計下士官勤勞ニ服ニタル者又ハ經理部下士官タルノ才能

ヲ有スル者

三 衛生兵長又ハ衛生兵ニシテ衛生部下士官タルノ才能ヲ有スル者

第二條 陸軍下士官適任證書ノ種類左ノ如シ 四 陸軍下士官タルノ才能ヲ有スル者

一 兵科(憲兵)下士官適任證書

二 兵技(航技)下士官適任證書

三 主計(總技)(建技)下士官適任證書

四 衛生(療工)下士官適任證書

五 獸医部下士官適任證書

第三條 現役兵ニシテ第一條各號ノ一ニ該當スル者アルトキハ 帰休又ハ現役満期ノ際

隊長(隊長ト同等以上ノ權アル部隊長ノ場合以下ニ同シ)之ニ前條

第一項各相當該陸軍下士官適任證書ヲ付與スヘシ 但シ衛生部及獸医部陸

軍下士官適任證書ノ付與ニ関シテハ予ニ師團長(師團長ト同等以上ノ權アル部隊

長ノ場合)ノ認可ヲ受クルモノトス

第四條 隊長ハ毎年帰休又ハ現役満期ト爲ルニ至ルニ計下士官ニ適スル者



者ヲ選定シ步兵隊ニ在リテハ少クモ二名其他ノ隊ニ在リテハ少クモ一名ヲ婦  
休又ハ現役満期前概ネ三月間當該隊附經理部將校ニ附屬シ主計下士官  
ノ勤務ヲ習得セシム

前項ノ勤務ヲ習得シタル者ニ對シテハ第三條ノ規定ニ準シ隊長之ニ主  
計下士官適任證書ヲ付與スヘシ

第五條 技術部下士官候補者、經理部下士官候補者、衛生部下士官候補者又ハ獸  
医部下士官候補者ニシテ下士官ニ任セラレヌ婦休又ハ現役満期ト爲ル者  
有ルトキハ第三條ノ規定ニ準シ隊長之ニ陸軍下士官適任證書ヲ付與  
スヘシ

第六條 戰時事變ノ際若ハ勤務演習ニ召集シ又ハ平時ニ於テ部隊附ニ採  
用シタル予備役又ハ補充兵役ニ在ル者若クハ婦休兵ニシテ第一條各號  
ノ一ニ該當スル者アルトキハ第三條ノ規定ニ準シ召集解除ノ際又ハ採用期限満  
ツルトキ之ニ陸軍下士官適任證書ヲ付與スルコトヲ得

第七條 陸軍下士官適任證書ヲ有スル者禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル時ハ其ノ  
證書ハ無効トス

第八條 聯隊區司令官(樺太ニ寄留スル者ニ在リテハ豊原聯隊區司令官朝鮮  
台灣、関東州又ハ滿洲國ニ在留スル者ニ在リテハ兵事部長)ハ陸軍下士官  
適任證書ヲ有スル者ニシテ前條ニ該ル者アルトキハ本人ニ其ノ證書ノ返還ヲ  
命スヘシ

召集中又ハ平時部隊ヲニ採用中前條ニ該ル者アルトキハ當該部隊長ニ於テ前項ノ手續ヲ爲シ前項ノ聯隊區司令官ニ通報スルニシテ

第九條 陸軍下士官通任證書ヲ付與シタルトキハ本籍地所管ノ聯隊區

司令官ニ之ヲ通報スルニシ

陸軍下士官通任證書ヲ付與シタルトキハ本入ノ軍隊手牒ニ其ノ旨(喇ハ長適任ノ者ニ在リテ其ノ区分共)ヲ記入シ之ヲ返還セシタルトキハ其ノ記入ヲ爲スルニシ

臨時召集ノ歸休兵ニ下士官通任證書付與ノ件(天三普三三二)

臨時召集ニ應召シタルノ歸休兵卒ニモ陸軍下士官通任證書ヲ付與シ得ル儀ト承知相成度

事務及通任證明書

府縣  
職官位勲功爵氏名

陸軍省陸軍中隊行方之勤勞勲功其技術  
優等之ヲ六十五年前勤勞功由百五上院  
ニ於テ事務分取扱ニ通任ニ付ナレトテ  
證明ス

昭和年月日  
職官位勲功爵氏名  
名印

海軍省

府縣  
職官位勲功爵氏名

官(海軍)上尉(海軍)海軍 名  
右現役中隊行方之勤勞勲功學術  
技術(職官)ニ於テ達ス  
因テ此證ヲ附與ス

昭和年月日  
職官位勲功爵氏名  
名印

陸軍省

海軍省  
海軍省海軍中隊行方之勤勞勲功其技術  
優等之ヲ六十五年前勤勞功由百五上院  
ニ於テ事務分取扱ニ通任ニ付ナレトテ  
證明ス

右者普通自動車修業修業中隊行方之勤勞勲功其技術  
優等之ヲ六十五年前勤勞功由百五上院  
ニ於テ事務分取扱ニ通任ニ付ナレトテ  
證明ス

昭和年月日  
職官位勲功爵氏名  
名印

陸軍省

府縣  
職官位勲功爵氏名

官(陸軍)上尉(陸軍)陸軍 名  
右現役中隊行方之勤勞勲功學術  
技術(職官)ニ於テ達ス  
因テ此證ヲ附與ス

昭和年月日  
職官位勲功爵氏名  
名印

表彰狀

府縣  
職官位勲功爵氏名

仍茲之ヲ表彰ス

昭和年月日  
職官位勲功爵氏名  
名印

陸軍省

府縣  
職官位勲功爵氏名

官(陸軍)上尉(陸軍)陸軍 名  
右現役中隊行方之勤勞勲功學術  
技術(職官)ニ於テ達ス  
因テ此證ヲ附與ス

昭和年月日  
職官位勲功爵氏名  
名印

下左官勤勞通任證明書ハ將校勤勞通  
任證明書ニ準テス